

令和 9 年度地域公共交通計画認定申請について

1 計画認定申請

路線バス及びコミバス KASAI ねっぴ〜号の継続的な運行財源を確保するため、国土交通省の補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」を活用しています。補助制度の活用においては、加西市公共交通活性化協議会において毎年度個別の地域公共交通計画案を作成し、国土交通省に認定申請を行う必要があることから、本日の協議会で内容をご協議いただくものです。

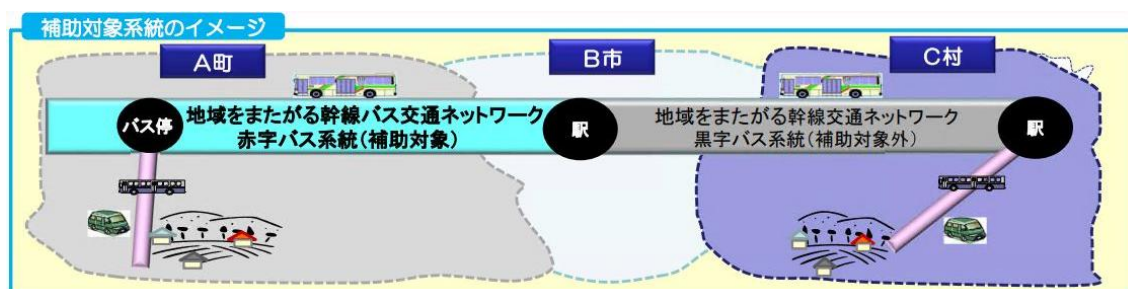
2 計画対象期間

令和 9 年度（事業期間：令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日）

3 活用する補助制度メニューの概要

（1）地域間幹線系統補助

地域間幹線系統とは、複数の市町をまたがる広域的なバス路線であり、1 日の運行回数や輸送量など、一定の基準を満たす路線をいいます。



本補助メニューは、赤字が見込まれる地域間幹線系統の路線に対して、運行に係る経常経費から運賃等の収益を控除した運行欠損額の一部を補助する制度です。

加西市では、加西市地域公共交通計画上で地域間を移動する重要な路線として定めた路線バスについて、上記の補助メニューと併せて兵庫県及び沿線自治体と連携して路線の維持確保のために補助金を交付しています。

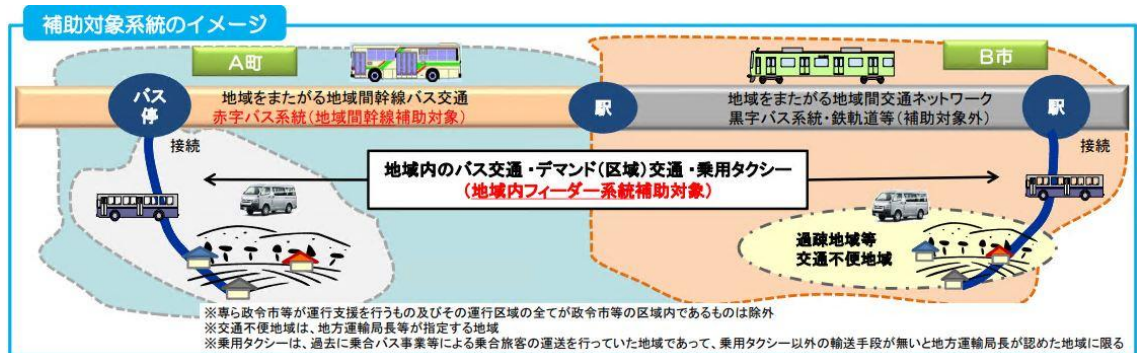
●補助対象路線

番号	路線名	運行事業者
①	姫路社線	神姫バス(株)
②	姫路北条線	神姫バス(株)
③	宝殿北条線 ※	神姫バス(株)

※ 宝殿北条線は令和 8 年度（前年度）計画までは補助制度の対象外でしたが、令和 8 年 3 月に策定された高砂市地域公共交通計画において補助対象路線として位置づけられ、国庫補助の要件を満たしたことから本年より補助対象となりました。

(2) 地域内フィーダー系統補助

地域内フィーダー系統とは、複数の市町をまたがって走る広域的なバス路線である地域間幹線系統に対し、支線として接続して運行する路線をいいます。



本補助メニューは、地域間幹線系統補助と同様に、赤字が見込まれる地域内フィーダー系統の路線に対して、運行に係る経常経費から運賃等の収益を控除した運行欠損額の一部を補助する制度です。

●補助対象路線

番号	路線名	運行事業者
①	KASAI ねっぴ～号市街地線	神姫バス(株)
②	KASAI ねっぴ～号国正線	神姫バス(株)
③	KASAI ねっぴ～号九会線	神姫バス(株)

(3) 車両減価償却費等補助

(1) ①②の地域の補助対象路線となっている「地域間幹線系統」「地域内フィーダー系統」の路線の運行に使用するバス車両について、乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保・利用者利便の観点から、バス車両の更新等を支援する制度です。

本補助メニューでは補助対象となる車両の減価償却費等を5年間補助されます。

加西市では、地域間幹線系統補助と同様に、兵庫県及び沿線自治体と連携してこの補助メニューに協調して補助金を交付しています。

●補助対象車両

(1) の地域間幹線系統補助路線を運行する車両（ノンステップ型）4両（R6 購入）

4 申請書類

- (1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (p.3～p.21)
- (2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (p.22～p.41)